

教えて ていあんくん

ボクが答えます！



◆町政に反映されるのはいつ頃？

寄せられたご意見やご提案の内容によってすぐに反映できない場合がありますが、必要と判断されたときは、速やかに町政に反映するよう努めています。

◆回答が欲しいときはどうするの？

提案用紙には、氏名と連絡先を記載する欄があります。またホームページも同様に氏名、連絡先を入力するフォームとなっていますので、回答が欲しい方は、記入をお願いします。

◆意見は必ず公開するのですか？

寄せられた意見が広く町民の皆さんに周知する必要があると判断した場合は、個人情報を除いて広報紙で公開することがあります。

◆匿名で意見がしたいけど…

無記名や匿名でのご意見・ご提案も受理していますが、内容によっては回答をしないと判断することがあります。

◆回答をする・しないの判断基準は？

提案者が不明であったり、内容が町政に無関係のもの、個人に対する誹謗中傷など

には回答しません。また広報紙への掲載も同様の理由により行わないこととしています。

◆広報紙の「ていあんくんから」は、なくなつたのですか？

提案制度を利用したご意見やご提案は、毎月数件寄せられていますが、提案者が回答を希望しないものや「提案」として取り扱うものではないと判断することが多いため、広報紙への掲載は減少しています。

ご意見やご提案の中でも住民の皆さんにお知らせすべき事案は、担当課と協議し掲載するようにしています。

●提案制度を利用したい方へ



住民提案制度は、町民の皆さんからの提案を広く聴き、町政に反映させるために実施しています。広報紙に設けた「ていあんくんから」は、あくまでも住民の皆さんへお知らせする貴重な意見などを掲載しているもので、投稿を希望する記事は、受け付けておりませんので、ご了承ください。

ご意見やご提案の内容について、詳しくお伺いすることもありますので、提案の際は、氏名及び連絡先を記載していただきますよう、お願いいたします。

住民提案制度に関するお問い合わせは、左記までご連絡ください。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 2511

◆◆◆「ていあんくん」への要望◆◆◆

項目	回答
・毎月必ず掲載する	・ご意見やご提言は、毎月寄せられることはなく、また回答を不要とする場合もありますので、事案があった場合のみ掲載します。 ・住民提案制度は「広聴」のため設けた制度です。広報紙の企画ではありません。
・一定のページ数を確保する	・広報紙の「ていあんくんから」は、投稿記事のページではなく、住民提案制度に寄せられたご意見・ご提言に対する回答や町の考え方を住民の皆さんにお知らせするための枠です。そのため不定期の掲載となっています。
・(掲載の)採否の判断基準を明確にする	・広報紙に掲載する記事として取り扱う場合の判断基準を上記※のとおり定めています。(※上記「◆回答する・しないの判断基準は？」を参照してください。)
・(投稿を)採用しない理由を提案者に通知する	・無記名や匿名のご意見等に対する通知手段として広報紙は有効ではありませんが、投稿ページではありませんので、提案者への回答のみで対応しています。
・6か月ごと投稿の傾向を発表する	・住民提案制度は、「町民の皆さんの声を聴く」目的で実施しているため、広報紙等で公表することが目的ではありません。